

資料 5 - 1

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する  
環境基準の水域類型の指定の見直しについて  
(委員会報告案)

平成 22 年 1 月

中央環境審議会水環境部会  
陸域環境基準専門委員会

## 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直し（案）

### I. 河川水域

政令別表による 名 称	水 域	水域類型	達成期間	現行の 類型
利根川水系の渡良瀬川	渡良瀬川(2) (桐生川合流点から 袋川合流点まで)	河川 A	直ちに達成	河川 B
相模川水系の相模川 (桂川を含む。)	相模川下流 (寒川取水堰より下 流)	河川 B	直ちに達成	河川 C

(説明)

#### 1. 渡良瀬川 (2)

BODの水質が改善傾向で推移し、平成12年度以降8年連続してA類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を「河川A類型」とし、達成期間は【イ 直ちに達成】とする。

#### 2. 相模川下流

BODの水質が改善傾向で推移し、平成7年度以降13年連続してB類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を「河川B類型」とし、達成期間は【イ 直ちに達成】とする。

(その他参考事項)

#### 1. 相模川下流

BODの水質が改善傾向で推移し、平成14年度以降（平成17年度を除く。）5年間河川A類型相当の水質を満たしているが、今回の類型指定はB類型への変更とし、今後、経過を見守りつつ次の類型指定の見直しの機会に再度検討を行うこととする。

#### 2. 筑後川（3）

BODの水質が改善傾向で推移し、平成9年度以降（平成17年度、平成20年度を除く。）10年間河川A類型相当の水質を満たしているが、今回の類型指定はB類型のままとし、今後、経過を見守りつつ次の類型指定の見直しの機会に再度検討を行うこととする。

## II. 湖沼水域

政令別表による 名 称	水域	水域類型	達成期間	現行の類型
那珂川水系の 那珂川	深山ダム 貯水池 (深山湖) (全域)	湖沼 AA (変更無し)	直ちに達成	湖沼 AA
		湖沼 II <u>全窒素を除く</u>	直ちに達成	湖沼 I 全窒素を除く 全磷:平成 18 年度まで の暫定目標 0.011 mg/L
利根川水系の 鬼怒川	川治ダム 貯水池 (八汐湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	湖沼 AA COD:平成 18 年度 までの暫定目標 2.0 mg/L
		湖沼 II <u>全窒素を除く</u>	段階的に暫定目標を 達成しつつ、環境基 準の可及的速やかな 達成に努める。 <u>全磷:平成 26 年度 までの暫定目標 0.010 mg/L</u>	湖沼 II 全窒素:平成 18 年 度までの暫定目標 0.32 mg/L 全磷:平成 18 年度 までの暫定目標 0.021 mg/L
相模川水系の 相模川	相模ダム 貯水池 (相模湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	河川A
		湖沼 II	段階的に暫定目標を 達成しつつ、環境基 準の可及的速やかな 達成に努める。 <u>全窒素:平成 26 年度 までの暫定目標 1.4 mg/L</u> <u>全磷:平成 26 年度ま での暫定目標 0.085 mg/L</u>	—
相模川水系の 相模川	城山ダム 貯水池 (津久井湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	河川A
		湖沼 II	段階的に暫定目標を 達成しつつ、環境基 準の可及的速やかな 達成に努める。 <u>全窒素:平成 26 年度 までの暫定目標 1.4 mg/L</u> <u>全磷:平成 26 年度ま での暫定目標 0.048 mg/L</u>	—

		湖沼A (変更無し)	直ちに達成	湖沼A
江の川水系の 江の川	土師ダム 貯水池 <u>(八千代湖)</u> (全域)	湖沼 II	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素:平成 26 年度までの暫定目標 0.43 mg/L <u>全燐:平成 26 年度までの暫定目標</u> <u>0.018 mg/L</u>	湖沼 II 全窒素:平成 18 年度までの暫定目標 0.43 mg/L 全燐:平成 18 年度までの暫定目標 0.020 mg/L
小瀬川水系の 小瀬川	弥栄ダム 貯水池 <u>(弥栄湖)</u> (全域)	湖沼A	直ちに達成	湖沼 AA COD:平成 18 年度までの暫定目標 2.6 mg/L
		湖沼 II <u>全窒素を除く</u>	直ちに達成	湖沼 II 全窒素:平成 18 年度までの暫定目標 0.32 mg/L 全燐:平成 18 年度までの暫定目標 0.010 mg/L

#### (説明)

##### 1. 深山ダム貯水池（深山湖）

現状で湖沼II類型相当である全燐の水質を維持すること、また、湖沼II類型に相当する水道の利用があることから、「湖沼II類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間は【イ 直ちに達成】とする。

##### 2. 川治ダム貯水池（八汐湖）

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間はCODについては【イ 直ちに達成】とするが、全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【二 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 26 年度までの暫定目標を全燐 0.010 mg/L とする。

##### 3. 相模ダム貯水池（相模湖）

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とする。達成期間はCODについては【イ 直ちに達成】とするが、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5

年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 26 年度までの暫定目標を全窒素 1.4 mg/L、全燐 0.085 mg/L とする。

#### 4. 城山ダム貯水池（津久井湖）

湖沼 A 類型・湖沼 II 類型に相当する水道の利用があることから、「湖沼 A 類型・湖沼 II 類型」とする。達成期間は COD については【イ 直ちに達成】とするが、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5 年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 26 年度までの暫定目標を全窒素 1.4 mg/L、全燐 0.048 mg/L とする。

#### 5. 土師ダム貯水池（八千代湖）

湖沼 II 類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼 II 類型」とする。達成期間は、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5 年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 26 年度までの暫定目標を全窒素 0.43 mg/L、全燐 0.018 mg/L とする。

#### 6. 弥栄ダム貯水池（弥栄湖）

湖沼 A 類型・湖沼 II 類型相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼 A 類型・湖沼 II 類型」とし、現状の水質から全窒素は適用除外とする。達成期間については【イ 直ちに達成】とする。

### II - 2. 河川水域が湖沼水域に設定されることに対して変更される河川水域

変更後		変更前	
政令別表による名称	水 域	政令別表による名称	水 域
相模川水系の相模川(桂川を含む。)	相模川上流(2) (柄杓流川合流点から 城山ダムより上流で(相模ダム貯水池(相模湖)(全域)及び城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く)	相模川水系の相模川(桂川を含む。)	相模川上流(2) (柄杓流川合流点から 相模湖大橋(相模ダム)まで)
		相模川水系の相模川(桂川を含む。)	相模川上流(3) (相模湖大橋(相模ダム)から城山ダムまで)